平成２７年（フ）第３６８号
兵庫県姫路市新在家中の町７番４号
債務者　山口　博子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４３９号
兵庫県姫路市的形町的形804番地１
債務者　中谷　優子（旧姓梶）
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４７９号
兵庫県加古川市野口町二屋369番地の６
債務者　辻　　晋也
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４８０号
兵庫県姫路市青山西２丁目24番14―205号
ブルーマウンテン２
債務者　松家　岳範
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４８８号
兵庫県姫路市南条598番地　アーバンコンフォート３－１
債務者　山崎　和泉
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第８７１号
広島県安芸郡府中町みくまり１丁目７番１－401号
債務者　櫻井　幸徳
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８７２号
広島県安芸郡府中町みくまり１丁目７番１－401号
債務者　櫻井登美子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７号
広島市西区己斐上４丁目32番８号　３Ｆ
債務者　宮田　卓二
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１号
香川県高松市松島町３丁目25番４号
債務者　鴨井　里美
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５号
香川県高松市十川西町178番地１　ロッジカントリー103
債務者　松村　知恵（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７７３号
福岡市早良区室住団地26番503号
債務者　山下　夕子
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８０６号
福岡市南区井尻５丁目24番２―201号
債務者　後藤由美子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８１０号
福岡市博多区南本町２丁目４番16―501号
債務者　椿　　真吾
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８２１号
福岡県宗像市牟田尻1617番地　プルニエⅢＡ棟203号
債務者　宮川　勝敏
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８３３号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1127番地１
川子団地52棟14号
債務者　渡辺佳代子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８３４号
福岡県朝倉郡筑前町山隈970番地２
債務者　福田　光代
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８７０号
福岡市東区松田１丁目８番62―305号、前住所千葉県船橋市高根台６丁目28番１号
ニューコート高根台203号
債務者　岩崎　和孝
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部